

情報宅急便



▽どうなるの？ニッポンの定年後継続雇用制度

～特定社会保険労務士 有光北斗事務所～

現在、改正高齢者雇用安定法案を、国会に上程する手続きがすすんでいます。以下、その概要を取り上げましょう。

●法改正の背景

現在、日本の定年は、60歳を下回って定めることができないようになっていますが、これに対して、公的年金の支給開始年齢は65歳となっております(現在60歳から65歳へ生年月日に応じて段階的に引き上げ中)。公的年金の支給開始年齢が段階的に65歳に引き上げられていく中で、60歳定年後、再雇用されない場合は、給与もない年金もないという期間が生じる恐れがあり、この空白を埋めて生活困難を防ぐ必要があるという背景があります。

●どうなるの？

◇継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止し、希望者全員を継続雇用

事業主は、希望する高齢者全員を、継続雇用しなければなりません。(最高65歳まで。当面は公的年金支給開始年齢と連動を認められます)。但し、労働条件(給与や、労働時間・日数・職務内容など)は、今のところ労使の話し合いで自由に決めることができるようになっていきます。

◇継続雇用制度の対象者が雇用される企業の範囲の拡大

つまり、関連会社への出向などもOKとなります。

◇義務違反の企業に対する公表規定の導入

高齢者雇用確保措置義務に関する勧告に従わない企業名を公表する規定を設けることとなります。

●施行期日

平成25年4月1日を目指す。

文責:特定社会保険労務士 有光北斗事務所

損害保険・生命保険に関する、疑問・質問がございましたら、お気軽にご連絡ください!(スタッフ一同)

(有)不二越総合保険事務所

〒811-2304 福岡県糟屋郡粕屋町

花ヶ浦1-13-20-102

TEL 092-939-5788

FAX 092-939-5799

H/P <http://www.fujikoshi-hoken.jp>

E-mail info@fujikoshi-hoken.jp

事故対策

ワンポイントアドバイス

～元満 尚人～



平成24年2月22日、福岡県議会の定例会にて全国初となる罰則付き飲酒運転撲滅条例案が可決されました。

この条例は37条から成り、飲酒運転したドライバーに対して医療機関でのアルコール依存症検査を受診することや、飲酒運転違反者に酒類を提供した飲食店に対しては改善策を記した「指示書」を店内に掲示することを義務付けているものです。

条例の中には「県民の責務」として、飲酒運転しないことだけでなく、家族や知人が飲酒運転するおそれがある時はその防止に努めなければならないと記しています。「全ての事業者の責務」として、従業員の飲酒運転を防止するために必要な対策を講じるよう努めること、飲酒運転違反者が通勤・通学中であった場合には公安委員会からその勤務先・学校へ通知され、通知を受けた事業者はその違反者が再度飲酒運転をしないよう対策を講じるよう努めなければならないと記しています。

過去の悲惨な事故の教訓が活かされておらず、今なお飲酒運転が後を絶ちません。県民ひとりひとりの強く、揺るぎない意志が必要です。「皆さんの責務」一度考えてみて下さい

立ち読み・ななめ読み

★それでも僕は「現場」に行く

著者:野口 健 価格:1,575円 出版:PHP研究所

エベレスト初登頂から毎年進化する野口健。世界一高い山に上ると一個人ではなく幅広い視野が身につくのかと思うほどの行動力をお楽しみに。

★10年後に食える仕事、食えない仕事

著者:渡邊正裕 価格:1,575円 出版:東洋経済新報社

いたずらに「グローバル化に対応できるスキルを身につけろ」というのではなく、日本人であるメリットを踏まえて、どのような職業が日本人の仕事として残っていくのか、わかりやすく説明されています。グローバルに戦う仕事、日本で日本人ではなければならない仕事。大きく分けるとこの2つだと思います。

スタッフの声

～吉村貴子～

近

ひっそりとやってきた春を感じ、春物の洋服が欲しくなりました。1月よりフロントオフィスとして加わり、家族のように温かい事務所のみなさんに見守られ日々勉強中です。不二越の末っ子としてスクスクと一人前に成長できるよう頑張ります。

月の満ち欠け



3/ 8(木) 満月
3/15(木) 下弦
3/22(木) 新月
3/31(土) 上弦

ある調査に拠りますと、死亡事故に関しては、新月、満月の時期に集中しているという…。私の長年の代理店経験でも、明らかに自動車事故は新月、満月の日に多いのです。いつにも増して安全運転を。